

令和8年度介護予防支援事業者の新規指定

令和8年 10 月

介護保険課

目 次

1	新規事業者・事業所の報告について	1
2	指定審査	2

別紙1 「居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う
場合の取扱い」

別紙2 「山口市ケアマネジメントに関する基本方針」

1 新規事業者・事業所の報告について

居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定にあたっては、介護保険法（第 115 条の 22 第 4 項）の規定により、「当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、令和 8 年 2 月の地域包括支援センター運営協議会において、介護予防支援の指定の方向性について、御意見を事前にお伺いをさせていただいたところです。

この度、居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の新規指定を行った事業者について、次のとおり御報告するものです。

（１）宮川ケアプランセンター

- ・事業所所在地 山口市下小鯖 5 8 番地 1 ハイッひいらぎ 1 0 6
- ・事業者名 株式会社ベリーヒューマン
- ・指定年月日 令和 8 年 1 0 月 1 日
- ・サービスの種類 介護予防支援

2 指定審査

事業者から提出された指定申請書類について審査し、適切な事業所運営が行われる体制が確保されていること、介護保険法に規定する欠格事由に該当しないことを確認しました。

また、本市では、「介護予防ケアマネジメントに関する基本方針（別紙 2）」を定めており、指定事業所にもこの基本方針に基づき介護予防支援を実施していただく必要があることから、山口市が実施する研修会に参加していただくこととしております。

(参考) 居宅介護支援と介護予防支援の違い

区分	内容	実施主体
居宅介護 支援	● 居宅の「要介護者」が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うこと。	● 居宅介護支援事業者
介護予防 支援	● 「要支援者」が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うこと。	● 地域包括支援センター ● 委託を受けた居宅介護支援事業者 + 令和6年4月から ● 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

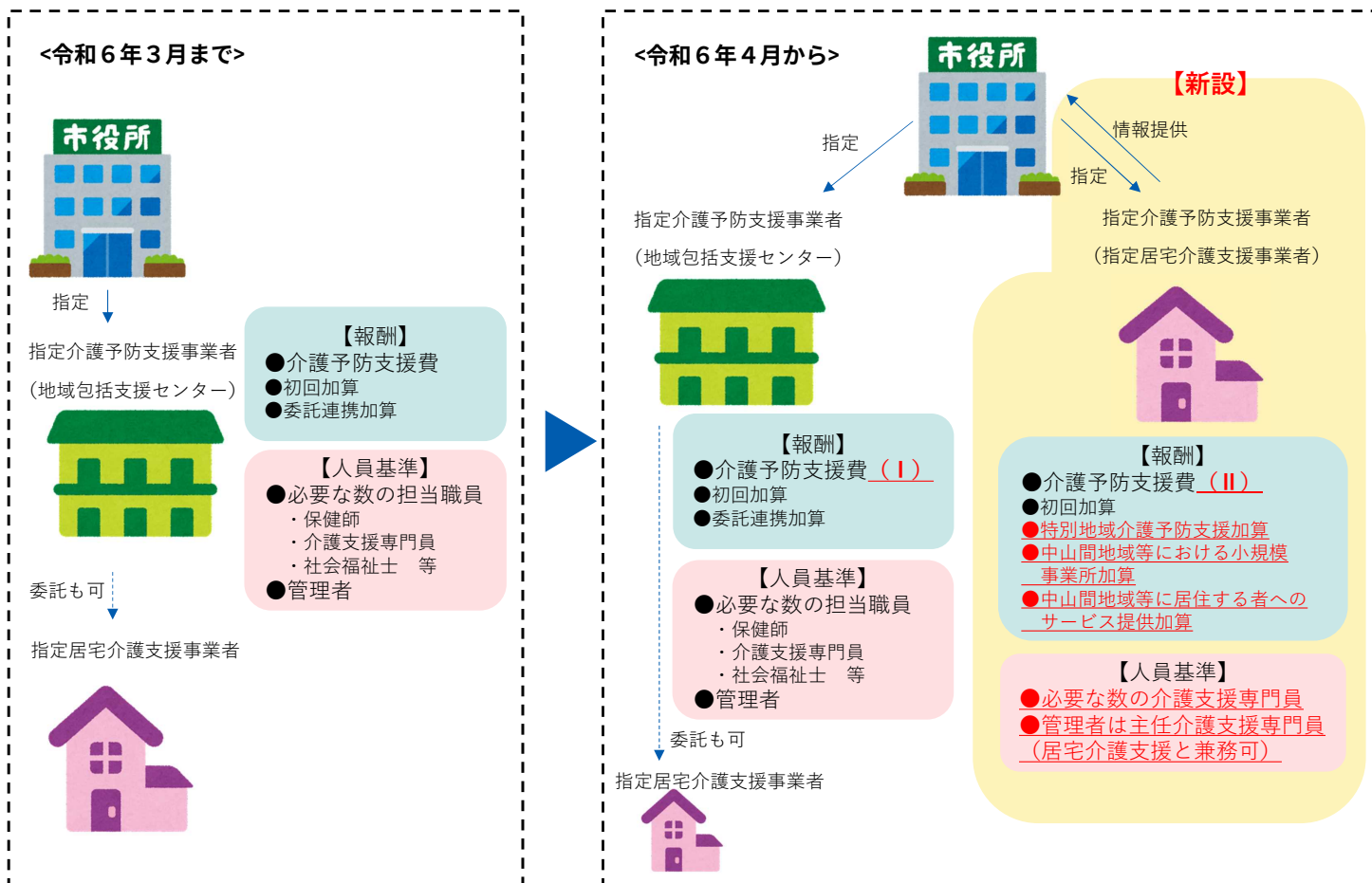
【別紙 1】 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
○ 令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】 イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】 i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。 ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】	

単位数・算定要件等	
<令和 6 年 3 月まで>	<令和 6 年 4 月から>
介護予防支援費 438単位 なし	介護予防支援費 <u>(Ⅰ)</u> 442 単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 <u>(Ⅱ)</u> 472 単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ
なし	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在
なし	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
なし	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5 %を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(Ⅱ) のみ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



山口市ケアマネジメントに関する基本方針

山口市では、高齢者の自立支援、重度化防止や生活の質（ＱＯＬ）の向上に資することを目的として、ケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員で共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、より良い介護保険制度の運営を目指すため、次のとおり基本方針を定めます。

山口市高齢福祉課
山口市介護保険課



1. 居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 30 年条例第 27 号）第 2 条に規定する「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）に基づき、居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

【居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針】

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択や権利擁護に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、インフォーマルサービスを含む多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの種類や事業者が不当に偏らないよう、公正中立な立場で行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止のため、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 自らケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 41 号）第 2 条に規定する「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）に基づき、介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

【介護予防ケアマネジメントに関する基本方針】

- ① 利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択や権利擁護に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、インフォーマルサービスを含む多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの種類や事業者が不当に偏らないよう、公正中立な立場で行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の介護予防のため、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画の作成を配慮して行います。
- ⑦ 利用者の自立支援につながるよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活ができるように「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていきます。
- ⑧ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

